

招集告示年月日		平成 30 年 4 月 3 日		招集場所		津南町役場議場	
開 会	平成 30 年 4 月 6 日午後 3 時 00 分			閉 会	平成 30 年 4 月 6 日午後 3 時 50 分		
	議席番号	議 員 名	応招等の別		議席番号	議 員 名	応招等の別
応招・ 不応招 出席・ 欠席の別	1 番	半 戸 義 昭	応・出	8 番	津 端 眞 一	応・出	
	2 番	村 山 道 明	応・出	9 番	大 平 謙 一	応・出	
	3 番	石 田 タ マ エ	応・出	10 番	河 田 強 一	応・出	
	4 番	風 巻 光 明	応・出	11 番	藤 ノ 木 浩 子	応・出	
	5 番			12 番	吉 野 徹	応・出	
	6 番	栞 原 洋 子	応・出	13 番	恩 田 稔	応・出	
	7 番	中 山 弘	応・出	14 番	草 津 進	応・出	
	地方自治法 第 121 条の規 定により説 明のため出 席した者の 職・氏名 (出席者： ○印)	職 名	氏 名	出席者	職 名	氏 名	出席者
町 長		上 村 憲 司	○	税務町民課長	高 橋 隆 明	○	
副 町 長		小 野 塚 均	○	地域振興課長	村 山 詳 吾	○	
教 育 長		桑 原 正	○	建設課長			
農業委員会長				教育委員会教育次長	上 村 栄 一	○	
監 査 委 員				会計管理者			
総 務 課 長		根 津 和 博	○	病院事務長			
福祉保健課長		高 橋 秀 幸	○				
職務のため出席した者の職・氏名		議 会 事 務 局 長	高 橋 昌 史	議 会 事 務 局 班 長	石 沢 和 也		
会議録署名議員	3 番	石 田 タ マ エ	10 番	河 田 強 一			

〔付議事件〕

（4月25日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 選挙第1号 副議長の選挙
- 日程第5 議席の変更
- 日程第6 承認第3号 専決処分の承認について（津南町税条例等の一部改正）
- 日程第7 議案第35号 平成30年度津南町一般会計補正予算（第1号）

議長の開議宣告

議長（草津 進）

ただいまから平成 30 年第 2 回津南町議会臨時会を開会し、これより本日の会議を開きます。

—（午後 3 時 00 分）—

議事日程の報告

議長（草津 進）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日 程 第 1

会議録署名議員の指名

議長（草津 進）

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 125 条の規定により、本臨時会の会議録署名議員に、3 番、石田タマエ議員、10 番、河田強一議員の両議員を指名いたします。

日 程 第 2

会期の決定

議長（草津 進）

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日一日限りとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり）—

異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日一日限りと決定いたしました。

日 程 第 3

諸般の報告

議長（草津 進）

諸般の報告を行います。

13 番、桑原悠議員より、平成 30 年 3 月 29 日付けで議員辞職願が提出されました。議長において、同日付けでこれを受理し許可いたしましたので、報告いたします。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 条第 1 項の規定及び津南町教育委員会

事務評価委員設置要綱第8条の規定により、津南町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告がお手元に配布したとおり提出されましたので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終了します。

日 程 第 4 選挙第1号 副議長の選挙

議長（草津 進）

副議長の選挙を行います。

議長（草津 進）

暫時休憩いたします。

—（午後3時02分）—

—（休憩中に立候補表明。）—

議長（草津 進）

会議を再開いたします。

—（午後3時02分）—

選挙は投票によって行います。

議場を閉鎖いたします。

—（書記、議場を閉鎖する。）—

議長（草津 進）

ただいま選挙権を有する出席議員は13名であります。選挙が終了するまで議場の出入りを禁止いたします。

議長（草津 進）

立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、半戸義昭議員、8番、津端眞一議員を指名いたします。

議長（草津 進）

投票用紙を配布いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、他事記載のないように御注意願います。

—（書記、投票用紙を配布する。）—

議長（草津 進）

投票用紙の配布漏れはありませんか。 —（発言者なし）—

配布漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

—（投票箱を点検）—

異常なしと認めます。

議長（草津 進）

これより投票を行います。事務局長の点呼に応じて、順次投票を行ってください。
—（事務局長の点呼に従って、順次投票を行う。）—

議長（草津 進）

投票漏れはありますか。 —（発言者なし）—

投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

これより開票を行います。

立会人は所定の席にお着き願います。

—（半戸義昭議員、津端眞一議員、立会人席に着く。）—

—（開票）—

立会人は自席にお戻り願います。

—（半戸義昭議員、津端眞一議員、自席に着く。）—

議長（草津 進）

開票の結果を申し上げます。

投票総数 13 票、うち有効投票 13 票、無効投票 0 票。

有効投票のうち、恩田稔議員 10 票、藤ノ木浩子議員 2 票、風巻光明議員 1 票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 4 票であります。したがって、恩田稔議員が当選されました。

議場の閉鎖を解除いたします。

—（書記、議場を開く。）—

議長（草津 進）

ただいま、副議長に当選された恩田稔議員が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。

当選人の挨拶を求めます。

5 番、恩田稔議員。

（5 番）恩田 稔

ただ今、皆様方に御推薦をいただきました。大変ありがとうございました。改めて議員の責任というものを痛感しておるところであります。津南町の町民の皆様信頼される議会になるよう、微力ではありますが、一生懸命取り組ませていただきたいと思います。引き続き議員各位の御指導、ごべんたつをお願いしまして、短いですが、挨拶に代えさせていただきます。お願いします。

日 程 第 5 議 席 の 変 更

議長（草津 進）

議席の変更を行います。

副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更いたします。慣例により、副議長を13番に指定いたします。

13番、恩田稔議員、議席にお着き願います。

日 程 第 6

承認第3号 専決処分の承認について（津南町税条例等の一部改正）

議長（草津 進）

承認第3号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（上村憲司）

承認第3号につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、津南町税条例等の一部を改正するものでありますが、本年4月1日から施行する事項もありましたので、4月1日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

細部につきましては、税務町民課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（草津 進）

税務町民課長。

税務町民課長（高橋隆明）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行います。

11番、藤ノ木浩子議員。

（11番）藤ノ木浩子

先ほど、説明を受けたのですが、もう一度お伺いしたいのです。平成33年以降施行の個人町民税の関係で、2,500万円以下の方には控除がないというお話があったのですが、これに関して町の税収がどのくらいになるのかというのと、国全体では、どのくらいを見込んでいるのかというのがもし分かりましたら、お願いします。

議長（草津 進）

税務町民課長。

税務町民課長（高橋隆明）

2,500万円以下ではなくて、以上の方に控除がなくなるということです。影響額につきましては、2,500万円を超えるような納税義務者については、町内で限られているというお話でございますので、影響はさほど出てこないのかなという感じはあります。それから、国全体では、平成30年度の税制改正による増減というのが国のほうで示されたものがございます。個人住民税、これは初年度ということではなくて、平年度という見積りでございますが、市町村税で53億円くらい増加になるという見込みがあるそうでございます。あと、地方たばこ税につきましても、市町村税では、1,017億円くらいの増収が見込まれるということでございます。たばこ税については、初年度の金額も出ておまして、市町村税で181億円くらいの増になるのではないかという見込みも出ているところでございます。

議長（草津 進）

11番、藤ノ木浩子議員。

（11番）藤ノ木浩子

分かりました。たばこ税については、町としてはどのくらいの税収になるのかということと、それから、ここにたばこ税の課税免除というのがあるのですけれど、これはどういうことなのか、お願いします。

議長（草津 進）

税務町民課長。

税務町民課長（高橋隆明）

町のたばこ税につきましては、今年の3月に行われました議会で、今年度5,826万7,000円という見込みをさせていただいております。これは、予算額ベースで言うと、昨年度よりも若干多くなっております。それはやっぱり今回の税制改正に伴う影響が若干あるのかなということで、若干多く見積もらせていただいている部分でございます。それから、今、手元に上位法令の条文を持ってきていないので、具体的なものは申し上げられないのですけれども、法第469条の第1項「各号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等をする場合には、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対しては、たばこ税を免除する。」という条文が第85条の第1項にあるわけでございます。その具体的な、法第469条の第1項各号というのが今手元に資料がなくて申し上げることができないので、お答えすることができませんが、また個々にお答えするということがいかがでしょうか。 —（藤ノ木議員「はい、分かりました。」の声あり。）—

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

承認第3号について採決いたします。

お諮りいたします。

承認第3は承認することに御異議ありませんか。

—（異議なしの声あり）—

異議なしと認めます。よって、承認第3号は承認することに決定いたしました。

日 程 第 7

議案第35号 平成30年度津南町一般会計補正予算（第1号）

議長（草津 進）

議案第35号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（上村憲司）

今回の補正につきましては、総務課関係では、歳出で、津南町議会議員補欠選挙費の増。地域振興課関係では、歳入で、農林水産業費県補助金の増、ニュー・グリーンピア津南運営支援基金繰入金の増。歳出で、農地・水保全管理支払交付金の増、ふるさと水と土保全事業の増、リバーサイド津南整備事業の増、マウンテンパーク津南及びニュー・グリーンピア津南の施設修繕の増。教育委員会関係では、歳入で、教育費寄附金の増であります。

細部につきましては、担当課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

総務課長（根津和博）、地域振興課長（村山詳吾）、教育次長（上村栄一）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第35号について採決いたします。

議案第35号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

以上をもって、本臨時会に付議された事件の審議は全て議了いたしました。

これにて、平成30年第2回津南町議会臨時会を閉会いたします。

— (午後 3 時 50 分) —